

令和 7 年度個人情報保護委員会政策評価実施計画

令和 7 年 3 月 28 日
個人情報保護委員会

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成 13 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 7 条の規定に基づき、令和 7 年度個人情報保護委員会政策評価実施計画を次のとおり定める。

第 1 計画期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

第 2 事後評価の対象とする政策及び事後評価の方法

- (1) 個人情報保護委員会政策評価基本計画（令和 5 年 4 月 28 日個人情報保護委員会決定）の対象とした政策のうち、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 1 号に区分されるもの）

次の表のとおりとし、実績評価方式により評価することとする。

政策	施策名（評価実施単位）
個人情報の適正な取扱いの確保	① 特定個人情報の適正な取扱いの推進
	② 個人情報に関する広報・啓発の推進
	③ 個人情報に関する国際協力の推進
	④ 個人情報の保護及び利活用に関する施策の推進
	⑤ 個人情報に関する広聴・相談

- (2) 政策決定後 5 年経過時点でなお未着手の政策又は政策決定後 10 年経過時点でなお未了の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 2 号に区分されるもの）

該当なし

- (3) その他の政策で、本計画の対象とする政策（法第 7 条第 2 項第 3 号に区分されるもの）

該当なし